

〈菊池事件－連続企画・講演会〉

菊池事件の真相！（一）

—Fさんの無言の声は訴えています—

弁護士 徳田 靖之

今日はこの連続企画のためにこんなに大勢の方が、そして遠くから参加していただいて、正直びっくりしながら感激しています。本当に有り難うございます。お手元のレジュメをご覧いただきながら私の話を聞いていただきたいと思います。

振りをしていた、そういう側にいた人間の一人です。法律家としてあるまじき長年にわたる怠慢というのをいろんな方々から指摘される中で、とりわけ星塚敬愛園におられた島比呂志さんから、手紙で厳しく批判される中で、初めて自分たちの誤りに気がついて、この問題に関わるようになったにすぎません

「菊池事件」についての思いも、そこを出発点にしているものです。法律家としてというよりは一人の人間として、これほどの人権侵害であるハンセン病隔離政策の問題に何もしてこなかつたという責めを背負いながら、どのような形で自分なりに償っていくのかと、それが菊池事件においても私たち弁護士が取り

第1、はじめに

1 私の立場について

組もうとしている原点であることを、先ずお詫びを込めてお話ししておく必要があると思います。

その上で、一弁護士として、この「菊池事件」にはどうしても許すことのできない重大な問題が潜んでいると感じているわけです。それが「特別法廷」という

もので、日本の裁判所が戦後犯した最大の誤りです。ハンセン病の元患者さんたちの事件を通常の裁判所では裁かれない。通常の裁判所の門は潜らせない。療養所の中に特別の、特設の法廷を設けてそこで裁く。日本憲法が制定されたこの日本において、日本国民として認めないという、そういう裁判を戦後日本の最高裁判所は自ら許可してやらせました。

ハンセン病を理由にして、特別法廷で裁かれた件数は、最高裁判所の統計で八十八件あります。ハンセン病以外の病気で特別法廷にされたのは最高裁判所の記録で十件です。全部で九十八件の特別法廷の中で八十八件はハンセン病と診断された方たちでありました。まるでこの特別法廷という規定は、ハンセン病と診断されている人たちのために作つたとしか思えないようだ。そういう誤った裁判所法の規定に基づいて、最高裁判所の名前によつて行わられたわけです。この司法の

責任を正すことなくして、あらゆる意味において司法改革はあり得ない。自分たちが犯してしまった人権侵害について、最高裁判所を始めとして裁判所は全く謝罪というものをしていません。

ハンセン病隔離政策を誤ったということについて、内閣は当時の小泉首相が謝罪をしました。国会も両議院において謝罪の決議をしましたけれど、人権の守り手であるべき裁判所は、未だに一度たりとも自分たちが隔離政策に加担したことについて謝罪の謝の字の言葉も発していない。

最高裁判所がこの問題について、自分たちが犯した過ちを自ら正すということなくして、どのような意味において司法改革というのがありうるのかと私どもは思つてゐるわけです。一弁護士として、この問題を裁判所の場において、憲法違反であつて、このような裁判は許してならないという形で結実させない限り、日本における法律家というものは凡そ人権というものを口にする資格がないと言つても過言ではないだろうと思ひます。私たち、今再審に取り組もうとしている弁護士たちが共通しているのは、正に司法に関わる者として、この問題だけは何とかして自分たちの命あるう

ちに決着をつけたいという願いがあります。

2 菊池事件を考えるにあたつて大切なこと

(1) 事件当時の状況に立ち帰ること

この事件が裁かれた一九五一年という時代のことを
思い描きながら考えていくことが大切です。

この五十年という年月というのは、実に長い長い年
月で、今の時代に生きている私たちから見た時に、五
十年前とはいったいどのような時代であつたのか、な
かなか推測が出来ません。この五十年前という時代状
況を思い浮かべながらこの事件を見ていくということ
を怠つてしまふと、間違いを犯しかねません。

例えば、どうして親族が不利な証言をしてしまうの
か。当時、どうして弁護士がこんな過ちをしてしまつ
たのか。そういう事々を考える時に、五十年前、私
たちの国がどんな状況で、この事件があつた山村がど
んな状況に置かれていて、日本のハンセン病隔離政策
はどれほど過酷に貫徹されようとしていたのかといふ
ことを、絶えず思い浮かべる必要があります。

(2) Fさんとはどういう人であったのかを常に思 い描くこと

当時、「マドモアゼル」という雑誌に掲載されたF
さんの手記がありますが、この手記は、菊池恵楓園で
Fさんの救援活動に一生を捧げられた入江信さんが、
Fさんの再審に取り組むに当たつて、私に「これを絶
えず読んでくれ。これをあなたがこの事件に取り組む
際の魂にしてくれ」と言って渡して下さったものです。
これを読んで頂けるとFさんがどういう人であるのか
ということが、本当に手に取るように分かります。

小学校に入る前から、働きがないのない父親に代わつ
て必死になつて自分たち家族を養つてくれるお母さん
の手伝いで農作業に従事し、小学校に入つて間もなく
その父親が死んで、小学校に通えなくなる。読み書き
もろくに出来ない中で母親を助けて、幼い弟妹たちの
為に必死になつて農作業にずっと従事してきた、彼の
その実直な人柄。そしてこのような無実の罪で逮捕さ
れた後に、自分の無実を晴らすために、一生懸命に字
を覚えて六法全書を読み、そして菊池恵楓園のお仲間
の人たちに教えられ支えられながら沢山の詩を書き、
沢山の短歌や俳句を残しています。どんな思いで無実
を信じているのかということがこの手記の中に表れて
います。最後の11頁をちょっと読ませてもらいます。

「でも私は失望してはいない。私の苦しみを知り、
眞実を信じて下さる人々が、私を救う会を組織して
救援活動をやつて下さっているからである。娘はそ
の人々の援助で或る高校に進学できた。無学の苦し
みを味わつた私の、せめて娘だけはという願いが実
現されたのである。幸い成績もいいようだ。私はこ
の娘の名を誇らしげにここに記すことが出来ない。
何故なら、娘を偏見から守るために私は父である
ことを隠さねばならないから。

私は再審願いが受理されて無罪が証明されること
を信じて疑わない。私のライは根治している。失わ
れた十年の悲しみは返らないが、私は青天白日の身
となつたら故郷に帰つて働くだろう。幸薄かつた母
の老い先を幸せで埋め、娘の父であることを誇らし
げに名乗ろう。そんな日の到来を疑わない。

眞実は暗闇に閉ざされてはならないのだから。」

この手記を読んで頂ければ、Fさんが最後の最後ま
で無実を訴えながら、どのような思いで死刑執行、斬
首台に登つて最期の瞬間を迎えたのか。そういうFさ
んの無念というのを絶えず自分の中に思い起こしなが

ら、この事件を何とかして再審に導く努力を重ねてい
かなければいけないのではないかと思つています。

第2、事件の経過

これについては、前回内田先生が大変詳しい資料を
付けてお話をされているので、お済いの意味を込めて
ごく概略的な話にさせていただこうと思います。

1 ダイナマイト事件判決まで

この事件の最初の発端を作つたのは熊本県です。一
九四七年十二月に熊本県は郡内衛生主任会議というの
を開きました。そこで当時S村の衛生主任をしていた
方（後で事件の被害者になるんですけども）がその
会議に参加しました。そこで熊本県から各村毎にどれ
くらいのハンセン病と疑われる人がいるのかというこ
とを読み上げていく。S村には四名の患者がいて、そ
の一一番最初にFさんの名前が呼ばれたわけで、その四
名の現況を調査して報告するようにという指示が出さ
れた。これが発端であります。

その被害者が（一応Aさんとお呼びします）、その

会議から一年四ヶ月ぐらい経つた一九四九年二月に、熊本県知事宛に「癩患者現況報告書」を提出します。「四名の内二名は既に死亡しています。残りの内一名はもう病床にあります、一名のみ健在です」ということで、Fさんが健在で農業に従事しているという報告書を上げたわけです。

そうすると、熊本県はAさんに、Fさんの家族、生年月日と住所、それから自宅に行く略図を書いて出すようにと指示をします。それを受けたAさんは熊本県にこれらの資料を提出する。そうすると熊本県の予防課がS村に「ライ患者収容について」を発送し、Fさんの収容予定の通知を出し、熊本県の衛生部長がFさんに対する収容の通告をするという、これが事件の前段ということになります。

Fさんは、それまでに自分がハンセン病であるなどということを全く言われたことがないし、何の症状もありませんでしたから、とんでもない間違いだということで、親族と共に菊池恵楓園に行つて抗議します。しかし、そこで菊池恵楓園の当時の医務課長が、極々軽症だけれど「神經らい」だという診断をして恵楓園に入らなければならぬということを言うわけです。

いよいよ収容予定の日にちが迫る。Fさんは家族に行方を告げずに家を出て北九州に行つて、土方仕事などをして働きながら、北九州の病院という病院をずっと廻つて診察を受けます。どこからもハンセン病ではないという診断を貰つて、「よし、これで自分が病気ではない」ということが立証できるということで、更に熊本大学の皮膚科教室に行きます。そこで主任教授の診察を受けて、「ハンセン病の症状はない」という診断書を得て村に帰つて、自分は違うという証明が出た。「新・あつい壁」という映画を観られた方は思い出されるでしょう、親族を集めてお祝いの会を開くわけです。「良かった、良かった。お前はよくそこまで調べた」という形で、これで騒ぎが収まるだろうと思つていたところ、菊池恵楓園の方では診断名を変えることがなく、収容方針を変更しなかつたわけです。

その矢先に起つたのが「ダイナマイト事件」で、Aさんの自宅に深夜ダイナマイトが投げ込まれたわけですが、この事件の犯人はFさんに違ひない。自分を密告したことを恨んでそういう犯行に及んだんだということで逮捕されるわけです。Fさんはもちろん全面否認されて、裁判が開かれるんですが、しかし、否認

し続けたにもかかわらず、懲役十年の判決が出されるわけです。

2 殺人事件で逮捕されるまでの経過

裁判というものに絶望してしまったFさんが、當時取容されていた熊本拘置所菊池支所から逃走します。

それが一九五二年六月十六日ですけれど、それから約二十日が経過した七月七日に、昔S村の衛生主任をしていたAさんの遺体が発見されます。これが事件の大体の経過ということになります。

全身二十数ヶ所に刺し傷、切り傷がありました。直後に診察に当たつた信岡という医者は「兇器は草刈り鎌だろう」というふうに述べています。七月八日、当時の熊本大学医学部の法医学の世良教授による遺体解剖が行われて、「兇器は草刈り鎌ではなくて、刺し身包丁のような非常に鋭利な刃が長い物ではないか」というようなことを、警察官に告げています。

遺体が発見されたのは七月七日ですけれど、翌日の七月八日にFさんの叔父さんが逮捕されます。逮捕容疑は自宅に古い刀のような物を持っていたということです。これが実は大きな大きな布石です。何故、この

叔父さんを逮捕したのか。ダイナマイト事件の時に、この叔父さんが、被害を受けたAさんが歩いている所を店から飛び出して、Aさんを捕まえて「お前、つまらんことを言うて、Fさんを酷い目に遭わせて、お前のような奴はもうぶんなどつてやる」というようなことを言つたという供述調書があるわけです。

恐らく警察はFさんの犯行ではないかと疑つていたと思うんですけれども、先ず叔父さんを、正に取るに足らない銃刀法違反で逮捕した上で取り調べを開始しています。「お前じやないのか」と、ここが一つのポイントです。そして七月九日になつて、その叔父さんと大叔母さんが供述を始めます。遺体が発見された七月七日の前の日、七月六日の夜に甥のM夫が訪ねて來た。そこで「Aさんをやつてきた」ということを聞いたという供述がなされるわけです。

ここから推測ですけれど、叔父さんが逮捕されたとすることが、間違いくくこの大叔母さんと叔父さんの供述を引き出したと思います。先ず大叔母さんは「あんたが黙つてると叔父さんは犯人にされてしまうぞ、それでもいいのか。いつまでも出られないぞ、いいのか」という形で責められ、叔父さん自身は「お前が犯

人になるぞ」という形で言われたのではないかと思ひますけど、一致してFさんが夜訪ねてきて、「今あいつをやつてきた」と述べたという供述が取られるということになりました。

そして警察は何をしたかと言うと、七月九日にそういう供述が出たら、直ぐにその二人を当時の熊本の裁判所に連れて行つて、裁判官の面前でその証言をさせたわけです。これを【証拠保全手続き】と言います。

裁判官の前で話したことというのは、警察官とか検事の前で話した中身と全く違う扱いを受けます。それだけで証拠にされてしまします。何故かというと、警察官や検事は暴力をふるつたり、脅迫したり騙したりすることがあるかもしれないけど、裁判官は絶対そういうことをしないので、裁判官の面前供述というのは絶対的な証拠にされる。宣誓をした上で証言しますので、後で嘘を言つたということになると【偽証罪】になつてしまつ。そういう縛りがかかる仕組みの中にこの二人はいきなり投げ込まれるんです。

裁判所に連れていかれて、「遺体が発見された前の晩に甥がやつて来て、今あいつを殺してきた」と言つたと。そのうちの一人、叔父さんの方は「これでやつた。その方は「これでやつた」と、そういうふうに言つてしまつ。大母さんは「これでやつてきたとは言わなかつたけれど、長い棒のような物を持っていた。だから、多分それでやつたと自分が思つた」というような供述をさせられてしまう。これは卑怯です。卑劣です。

何故か。このような手続きというのは全く例外的な手続きですから、警察官や検事に証言した内容を後で覆してしまうという恐れがあるということが具体的に明らかである場合のみに使われる手続きです。まだFさんは捕まつていません。Fさんがどういうふうな供述をするのかも全く判つていない時に、「やつた、こんな供述が取れた。それ、連れて行け」という形で、裁判官の前で供述させた。これが有罪判決の一一番の根拠にされたわけです。

そして翌七月十二日に、Fさんが逮捕されるということになりました。逮捕直後、Fさんは拳銃で撃たれていますので全く署名とかが出来ません。「新・あつい壁」を観られた方はお分かりと思いますが、拳銃で腕を撃ち抜かれ、出血がタオルで止血しなきやいけないぐらいあるという状況の中で、どんな取り調べ、ど

んな供述がされるか。

その【弁解録取書】には、「草刈り鎌で自分が殺されたのは間違いない」ということが書いてあって、怪我をしてるので本人は署名できないというふうに書いてあります。これだったら警察官が好きなように書けますよね。しかも、そこには草刈り鎌でやつたというふうに書いてある。これが逮捕までの経過ということになります。

3 死刑判決に至るまでの経過

これについては、前回内田先生が詳しくお話をされたので省略させて頂いて、死刑執行がされた時の異常な状況についてお話をしておきたいと思います。

4 再審請求から死刑執行まで

最高裁判所で死刑判決が確定をした後、三回再審請求がなされています。この再審請求に当たられた当時の弁護人の皆さんは「自由法曹団」という団体に所属しておられる方たちで、今私共が拝見しても実に精密な論理展開と証拠の分析をしておられます。この第三次再審の時には、叔父さんと大母さんが「実はあれ

は間違っていた。やつてきたというのではなくて、殺してきたという意味ではなくて、会いに来た、そういう意味だつたと思う」という供述を弁護士にして、それが証拠とされた再審請求だつたんです。ですから、Fさんも弁護団も、今度は再審請求が通るだろうと思つていたわけですけれど、その第三次再審請求が棄却された翌日に死刑執行がされました。驚くべきことです。

つまり、第三次再審請求を棄却した後、法務省、検察庁はFさんや弁護団が更に再審請求をしてくるというのが明らかだと分かっていたわけです。諦めるはずがないと。それを翌日死刑執行しています。

どんなやり方をしたか。当時、菊池医療刑務所（熊本拘置所菊池支所）には死刑執行台がありませんでした。死刑執行台があるのは福岡拘置所です。福岡拘置所にはハンセン病の患者さんや元患者さん達を隔離する部屋がない。そこで彼らは何をしたかと言うと、朝ここを出発して福岡拘置所に収容して、その日のうちに死刑執行がされているわけです。これは志村さんがいつもその無念の思いを語つて下さるんですけど、ご本人も、支援しておられた菊池恵楓園の入所者の方々も、まさかこんな形でFさんの命が奪われるなんて

夢にも思わない。ご本人もおそらく、その死刑執行室に行く寸前まで、今日自分がここで命を奪われるということを思つていなかつたのではないかと思うわけです。

その瞬間の彼がどんな思いだつたのかということを、私はいつも思い起こすようにしているわけです。ここにこの事件の判決とか、死刑執行の異様さは当時の国策だった「無らい県運動」に反逆した者に対する見せしめだということを見ることができます。

この被害に遭つたS村の元衛生主任だったAさんが、国の命令によって隔離政策をその末端で果たそうとした。隔離政策を一生懸命にやろうとしていた人の命を奪つた。こういうことを放置しておいたんでは無らしい県運動というのがどうなるのかと。国策に歛向かつた者に対する見せしめというようなことが色濃く感じられてきます。これは有罪判決の判決文を読むと裏付けることができます。何と書いてあるか。

「ハンセン病であるということが分かつた以上、おとなしく療養に専念すべき立場にありながら、自分を行政当局に通報した被害者を逆恨みして犯行に及んだものであつて……」というふうに判決文に書かれているわけです。

第3、菊池事件裁判の特異性

1 特別法廷と裁判を受ける権利

ただ単に法廷を開いた場所がハンセン病療養所の敷地内であつた、つまり公開されない隔離の場所で裁判が開かれたということだけではありませんで、一番深刻なのは、法廷内に裁判官も検察官も弁護人も書記官も全員が予防着といわれる、そういう白衣を着て手袋をして、尚且つ証拠物、Fさんの着衣だとかその他の物をその手袋をしているのに、更に箸等でつまみながら証拠調べをしたということです。

ここにこの裁判の持つてゐるハンセン病に対する重大な偏見、差別性がある、正に差別裁判です。

裁判所の中においてFさんは人間扱いをされていません。何故、手袋をして、その手袋をした手で更に箸でもつて証拠物を掴む、摘み上げるなどということをしなければいけないのか。これは當時書記官をした方が、後にFさんの教誨師を務められた坂本先生に「私たちはFさんを人間扱いしていませんでした」と涙ながらにお話をされた。そういうことがこの裁判の特別法廷というものの中身ということです。

2 証拠保全手続の濫用

この事件では、直後に叔父さんや大叔母さんを裁判官の前に連れて行つて証言させてしまっています。これをやつたために叔父さんも大叔母さんも、言つてしまつたことを取り消せなくなつてしまつた。「あれは嘘です。違います」と言つたら偽証罪になる。第三次再審を起こした時には偽証罪が時効でしたから、叔父さんも大叔母さんも「あれは間違つていた」ということを話しやすくなつていていたわけですけれど、事件が発生して三日目ぐらいに、まだ犯人としてFさんが逮捕される前の時に裁判官の前で、彼がやつて来て、「俺が殺した」ということを聞いたという証言をしてしまいました。これが間違いでいたということになれば、今度は自分たちが偽証罪になつてしまつという状況に、叔父さんや大叔母さんは置かれてしまつたわけです。

3 弁護の不在

一審は国選弁護人が選任されました。Fさんは「自分はやつてない」ということを裁判になつて一貫して言い続けました。裁判では最初の時に公訴事実というのが読み上げられます。「被告人はいつ、どこで、何

をしたか」ということを読み上げられて、「その通り間違いないか」ということを聞かれる手続きが行われます。もちろん、Fさんは「自分は身に覚えがない。全くやつてない」と言います。その後で今度弁護人が裁判長から「弁護人、意見はどうですか」と聞かれます。この時、この国選弁護人は、「何も言うことはない」と述べたわけです。目の前でFさんが「私はやつてない」と言つてゐるんです。そして、今度は検察官がFさんが有罪だという証拠をずっと物すごい量を出してきたわけです。その中にはもちろん、叔父さんや大叔母さんの証言もありましたし、兇器が刺し身包丁のような短刀であるという法医学鑑定だと、Fさんが無実であるということに対しても不利になる証拠が沢山入つてました。ところが、弁護人はそれを全部同意しました。同意というのは法律用語なんですけれど、裁判において証拠にすることについて、弁護人が同意してしまうと、それはそのまま証拠として採用されてしまします。

ですから、無罪事件を争うような事件で、私たちは不利な証拠は全部不同意にして、裁判の証拠にはそのままで出せない。そういう証拠を作つた人を法廷に

呼んで尋問をしてからでないと証拠にしていいかどうかという判断をさせないということをやります。これは弁護士であれば誰もが知っている事柄です。

ところが、この一審の国選弁護人は、全部同意しました。だから、叔父さんや大伯母さんは法廷に立つていません。法医学の鑑定をした世良教授も、九大の北篠教授も法廷では証言していません。弁護側の質問が一回もされてないんです。何故、されてないかというと、弁護人が同意してしまったからです。そしてこれだけ重大な殺人事件の裁判でありながら、実質審理は四回しか開かれていません。一番最後の時に、Fさんが逮捕直後に「自分がやった」というふうに書かれた弁解録取書という書面があるんですが、それを取つた警察官が法廷に出て来て、「俺はそんなこと言つてない」ということで、その警察官の尋問を一生懸命やります。でも、悲しいかな、弁護士ではありますせんから、その質問は「俺はやつてない」ということ終始しています。

Fさんが必死になつてその警察官を尋問しているのに、弁護人は一言も質問していません。何故か。弁護人は、Fさんは否定しているけど、やつたに違ひない

と思っているわけです。やつたに違ひないと思っていても、弁護士として最低果たさなければいけない務めがあるはずです。その務めを果たさなかつたのは、ハンセン病隔離政策の渦中にいて、恐らくこの弁護士にはハンセン病に対する重大な偏見があつたのだろうというふうに思うわけです。

ですから、この一審の死刑判決というのは、およそ刑事案件で被告人になつた人が行使できるとされるいふる権利がまるで認められていないという裁判だというふうに言つていいのではないか。これを洗い直すのが今度の再審の柱です。今、裁判官たちがこの記録をどう見るか。これが裁判と言えるか。日本国憲法下における刑事裁判の名に値するかと、いうことを裁判官たちの目に触れさせること。それがこの再審請求の柱の一つだと私たちは思つています。

(つづく)

【編集部より】 6月30日、恵楓会館において「菊池事件連続企画・講演会」が開催され、国賠訴訟西日本弁護団代表の徳田靖之弁護士が「菊池事件の真相!」と題して講演されました。徳田先生にはお忙しい中、削除・訂正などしていただきました。